

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
宇陀市土地開発公社（以下本表において、「甲」という。）が金融機関（以下本表において「乙」という。）から受ける融資に対する債務保証。	乙が甲に資金を貸付けた時より、当該貸付金の最終償還期限（最終償還期限に変更があった場合は、その変更後の期限とする。）到来後、甲の乙に対する当該債務が完全に消滅する日まで。	200,000
宇陀松山会館指定管理委託料	令和3年度まで	1,750
旧宇賀志小学校等解体事業	令和3年度まで	172,912